

別紙1 成田市行政手続における押印見直しの基準

本基準は、国においてすでに示されている「行政手続における押印見直し基準」に準じて定めるものであり、その考え方を図解すると図1のとおりである（2ページ参照）。なお、内部手続についても本基準を準用するが、会計手続についてはその性質に鑑み個別に検討を行う。

見直しの手順としては、押印を求める根拠ごとに手続きを分類したうえで、求める押印の種類（※1）や手続の内容・目的等に鑑み、(a)押印を求める意味、(b)趣旨の合理性、(c)代替手段の可否、の視点から手続を評価して、押印見直しを行うこととし、以下の場合には押印を求めないこととする（番号は図と対応）。

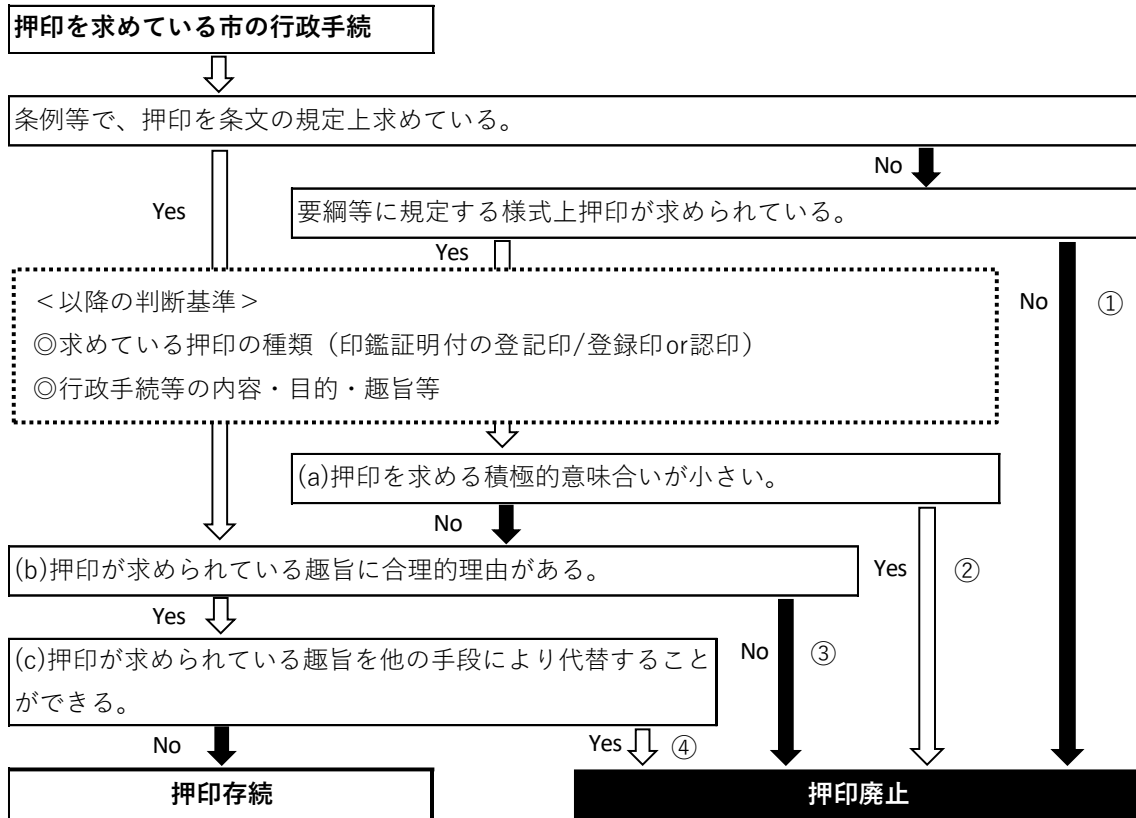
- ① 例規の条文、要綱等の様式のいずれにも押印を求める根拠がないものは、押印を求めない
- ② 要綱等の様式のみ押印欄がある手続は、登記印・登録印を求めているなど特段の事情がない限り、基本的に押印を求める積極的意味合いが小さいと考えられることから押印を求めない
- ③ 例規の条文で押印を求めている手続や、要綱等の様式のみ押印欄がある手続であって押印の種類、行政手続の内容・目的・趣旨に照らして、押印を求める積極的意味合いが大きいと認められる事情（合理的な理由があって登記印・登録印を求めている等）が認められる手続においても、押印が求められている趣旨（※2）に照らして押印を求める合理的理由が認められない場合は、押印を求めない
- ④ 例規の条文で押印を求めている手続であって、押印が求められている趣旨に照らして押印を求める合理的理由が認められる場合においても、他の手段により押印が求められる趣旨を代替可能なものは、押印を求めない

なお、これまで「署名又は記名押印」を求めてきた手続について、すべての申請者に署名を求めることは、申請者の選択肢を狭めるものであることから、「署名又は記名押印」に代えて署名を求める必要性については、その必要性を厳しく検証する必要がある。押印の見直しの代替手段として新たに署名を求めることは、デジタル化を促進する観点から、十分な代替案ではなく、押印を見直すこととはみなさない。

「署名及び押印」を求めてきた手続について、押印を求めないこととすることは、手続の簡素化であり、署名に実質的な意味があると考えられる場合には、引

き続き署名を求めることとする。

<図1：行政手続の押印見直し基準の図解>



※1 各印鑑の定義は以下のとおり。認印については、押印が求められている趣旨に対する効力が極めて限定的であるとされ、国会答弁においても、認印は個人の認証としての効力は乏しいとの見解が示されている。

	定 義
登記印	法務局へ会社設立登記を行う際に届け出た印鑑。代表者印。
登録印	①印鑑登録制度において登録した印鑑。実印。 ②銀行口座開設時に届け出た印鑑。銀行印。 ③その他特定の手続で使用するものとして登録した印鑑。
認 印	印鑑登録を要しない印鑑（種類を問わない）。三文判や角印。

※2 押印が求められる趣旨の主なものは以下の3点が考えられる。また、行政手続が継続的な関係の中で行われる場合、押印を求める必要性が低いことに留意する必要がある。

趣旨	留意事項
本人確認	本人確認の手法は押印以外にも多数存在(※3)し、実印によらない押印は本人確認としての効果は大きくない
文書作成の真意確認	本人確認がなされれば、通常の場合には押印は不要
文書内容の真正性の担保	文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価される

※3 押印を代替する手段としては以下のような方法が考えられる。

- ・継続的な関係がある者の e メールアドレスや登録済 e メールアドレスからの提出
- ・本人であることが確認された e メールアドレスからの提出
- ・ID/パスワード方式による認証
- ・本人であることを確認するための書類のコピーや写真の PDF での添付
- ・他の添付書類による本人確認
- ・電話やウェブ会議等による本人確認
- ・署名機能の付いた文書ソフトの活用（電子ペン等を用いた PDF への自署機能の活用等）
- ・実地調査等の機会における確認